

小金井市地域自立支援協議会 第 9 期（令和 6 ・ 7 年度）

報告書(案)

小金井市地域自立支援協議会

2 0 2 6（令和 8）年 3 月

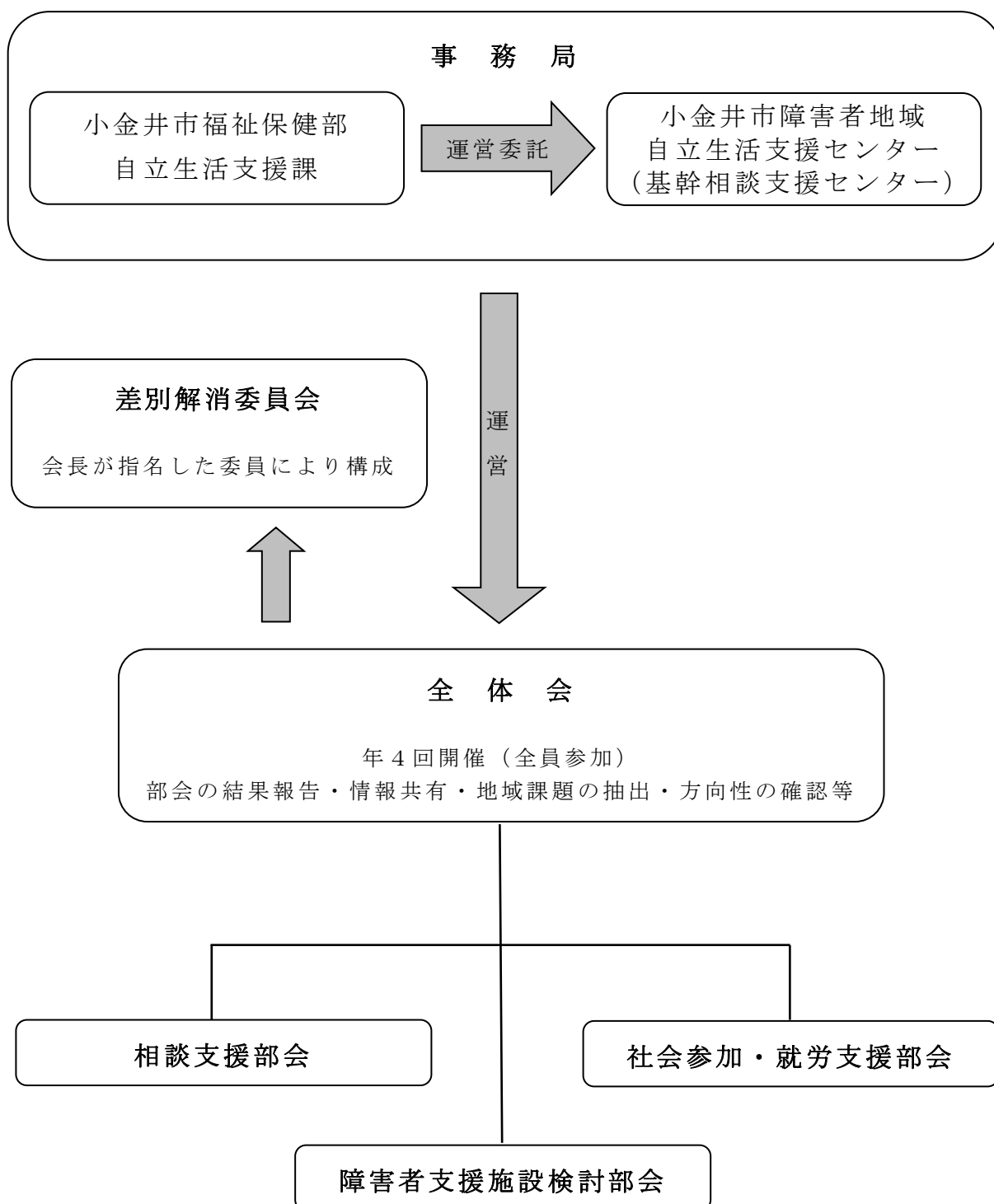
1 目的

第9期地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の活動結果をまとめ、今後の小金井市の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 協議会での協議事項

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

3 組織図



4 地域自立支援協議会の開催経過

(1) 全体会

開催日	主な協議内容
令和6年 5月23日	(1) 会長・副会長の互選 (2) 協議事項 ア 会議録について イ 小金井市地域自立支援協議会（第8期）からの引き継ぎ事項 ウ 専門部会について
6月27日	(1) 専門部会の構成について (2) 差別解消委員会委員の選任について (3) 地域公共交通活性化協議会委員の推薦について (4) 障害者週間スペシャルイベントについて ア 実行委員会委員の選出 イ 地域自立支援協議会の実施内容
10月24日	(1) 各部会からの報告 (2) 障害者週間スペシャルイベントについて ア ポスター及びチラシについて イ 午後（実行委員会枠）の実施内容について (3) 協議事項 ア 障害者週間スペシャルイベント（自立支援協議会枠）について (ア) 実施内容について (イ) 役割分担について イ 福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン費助成事業の手当化について (4) その他 ア 障害者支援施設検討部会の傍聴者からの意見について
令和7年 2月13日	(1) 各部会からの報告 (2) 事務局からの報告 ア 福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン費助成事業の手当化について イ 障害者週間スペシャルイベントの実施結果について

	(3) 協議事項 ア 障害者週間スペシャルイベント（自立支援協議会枠）について イ 来年度の開催方法について
5月14日	(1) 各部会からの報告 (2) 事務局からの報告 ア 日中活動型共同生活援助の事業の実施状況に係る質問及び回答について (3) 協議事項 ア 障害者週間実行委員について
9月17日	(1) 各部会からの報告 (2) 協議事項 ア 小金井市障害者福祉センターの運営方針について イ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の見直し案について ウ 令和7年度障害者週間ブース出展について
11月12日	(1) 各部会からの報告 (2) 協議事項 ア 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の見直し案について イ 令和7年度障害者週間ブース出展について ウ 第9期小金井市地域自立支援協議会報告書について
3月24日	(1) 各部会からの報告 (2) 事務局からの報告 ア 自立支援協議会委員の市民公募について イ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の見直し案について (3) 協議事項 ア 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の見直し案について イ 日中活動支援型共同生活援助事業の実施状況について ウ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討について

	エ いちごえ会の要望事項について オ 小金井市地域自立支援協議会第9期実績報告書について
--	--

(2) 部会

① 相談支援部会

開催日	協議テーマ	協議概要
令和6年 7月25日	地域の抱える課題の解決について	・計画相談事業所の減少について ・精神障害にも対応した包括支援システムの検討について ・地域生活支援拠点について
8月29日	地域の抱える課題の解決について	・地域生活支援拠点等の整備について ・今後の課題について
9月26日	地域の抱える課題の解決について	・複合的な課題をもつ家族（障害、DV、不登校等）支援における多機関連携の課題について ・ひきこもりの支援サービスについて
11月14日	地域の抱える課題の解決について	・地域体制強化共同支援加算について趣旨や要件等を確認
令和7年 1月23日	事例検討	・軽度認知症のある父親と精神疾患のある息子の二人暮らしの事例について
3月13日	地域の抱える課題の解決について	・日中活動支援型共同生活援助の事業の実施状況について ・地域生活支援拠点等事業の運営状況の検証及び検討について（各部会の議題）
5月14日	相談事業所連絡会について	・実施内容の説明 ・自立支援協議会との関わり方について ・事例検討について
7月30日	相談支援事業所連絡会との連携について	・事業所及び人員の不足について ・課題解決の手法について
9月17日	地域の抱える課題の解決について	・課題の説明 ・意見交換
11月12日	地域の抱える課題の解決について	・ICT技術の活用について ・アンケートの実施について
1月21日	地域の抱える課題の解決について	・アンケート（案）について

3月24日	地域の抱える課題の解決について	・第9期の協議事項と第10期への引継事項について
-------	-----------------	--------------------------

② 障害者支援施設検討部会

開催日	協議テーマ	協議概要
令和6年 7月25日	障害者支援施設の設置について	・部会での協議の範囲について ・求められる施設像について ・施設建設にかかる課題について
8月29日	障害者支援施設の設置について	・必要となる機能について ・アンケート項目について
9月26日	障害者支援施設の設置について	・必要となる機能について ・アンケートの対象団体について
11月14日	障害者支援施設の設置について	・近隣他市の状況について ・アンケート（案）について ・小平福祉園の視察について
令和7年 1月23日	障害者支援施設の設置について	・視察結果について ・アンケート（案）について
3月13日	障害者支援施設の設置について	・日中活動支援型共同生活援助の事業の実施状況について ・アンケート（案）について
5月14日	障害者支援施設の設置について	・アンケート（案）について ・今後の協議方針について
7月30日	障害者支援施設の設置について	・東京都へのヒヤリング結果について ・アンケート調査結果について
9月17日	障害者支援施設の設置について	・アンケート調査結果について ・第2回視察について
11月12日	障害者支援施設の設置について	・リアン文京視察について ・リアン文京への質問事項について
1月21日	障害者支援施設の設置について	・リアン文京視察結果について ・ひだまりの里きよせ視察結果について

		・ 見学施設に関する委員の意見交換
3月24日	障害者支援施設の設置について	・ 第9期で実施した施設見学のまとめについて ・ 期待される施設の機能について

③ 社会参加・就労支援部会

開催日	協議テーマ	協議概要
令和6年 7月25日	地域の抱える課題について	・ 超短時間就労について ・ 工賃向上について ・ 職種連携について
8月29日	超短時間就労について	・ 情報の把握について ・ データベースの構築について ・ 課題解決の方法について
9月26日	超短時間就労について	・ 小金井市障害者就労支援センターの活動について ・ 企業への働きかけについて
11月14日	超短時間就労について	・ 超短時間就労の定義について ・ 東京都就労支援セミナー「超短時間雇用」について
令和7年 1月23日	超短時間就労について	・ 超短時間就労の実現に向けた取り組みについて ・ 広報戦略の具体案について
3月13日	超短時間就労について	・ 日中活動支援型共同生活援助の事業の実施状況について ・ これまでの議論の振り返りについて ・ 横断的な広報の仕方について ・ 集約センターについて
5月14日	就労選択支援について	・ サービスの概要について ・ サービス誘致に係る課題について
7月30日	就労選択支援について	・ 市内外でのサービス事業所開設

		動向について ・ サービス誘致に係る課題について
9 月 1 7 日	就労選択支援について	・ 市内外でのサービス事業所開設動向について ・ 計画相談の立場から見たサービス誘致に係る課題について
1 1 月 1 2 日	就労選択支援について	・ 市内外でのサービス事業所開設動向について ・ 期待されるサービスの担い手について
1 月 2 1 日	就労選択支援について	・ 小金井市での就労選択支援事業のあり方について ・ 期待されるサービスの担い手について
3 月 2 4 日	就労選択支援について	・ 小金井市での長短時間就労のあり方について ・ 小金井市での就労選択支援事業のあり方について

(3) 部会（合同開催）

開催日	主な協議内容
令和 6 年 7 月 2 5 日	1 報告事項 各部会での協議状況について 2 協議事項 特になし。
8 月 2 9 日	1 報告事項 各部会での協議状況について 2 協議事項 特になし。
9 月 2 6 日	1 報告事項 (1) 各部会での協議状況について (2) 福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン費助成事業の手当化に関する各部会からの意見について

	2 協議事項 特になし。
11月14日	1 報告事項 各部会での協議状況について 2 協議事項 特になし。
令和7年 7月31日	1 報告事項 各部会での協議状況について 2 協議事項 特になし。
令和8年 1月21日	1 報告事項 各部会での協議状況について 2 協議事項 特になし。

(4) 差別解消委員会

開催日	主な協議内容
令和 7 年 3 月 2 7 日	・ 小金井市障害者差別解消条例に基づく特定相談について ・ 特定相談対応マニュアルの作成について
7 月 9 日	・ 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す 小金井市条例見直しに係るアンケートの実施について ・ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す 小金井市条例」の見直しについて
8 月 6 日	・ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す 小金井市条例」の見直しについて
1 0 月 8 日	・ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す 小金井市条例」の見直し案について ・ 今後の進め方について
令和 8 年 1 月 2 8 日	・ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す 小金井市条例」の見直し案について
2 月 2 5 日	・ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す 小金井市条例」の見直し案について
3 月 2 5 日	・ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す 小金井市条例」の見直し案について ・ 小金井市障害者差別解消条例に基づく特定相談について

5 第 9 期（令和 6 ・ 7 年度）の実績

- ・ 障害者支援施設の設置に向けた検討
- ・ 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例見直しに向けた協議
- ・ 「超短時間就労」に関する自立支援協議会としての定義付け
- ・ 相談支援部会と相談事業者連絡会の連携に関する検討
- ・ 就労選択支援サービスの開始に向けた課題の整理と小金井市におけるサービス提供のイメージを検討

6 第 1 0 期（令和 8 ・ 9 年度）への引き継ぎ事項

(1) 全体会

- ・ 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の更なる見直し及びそれに関連した取組の検討
- ・ 市内事業所と当事者等が協力して共同で支援していけるような体制構築の検討
- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の検証及び検討
- ・ 障害者支援施設の設置に向けた検討
- ・ 工賃向上に関する方策の検討
- ・ 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定

(2) 部会

① 相談支援部会

- ・ 相談支援事業所のネットワーク構築（相談支援事業所連絡会と地域自立支援協議会の連携）
- ・ 地域生活支援拠点事業の見直しの検討
- ・ アンケートの実施

② 障害者支援施設検討部会

- ・ 障害者支援施設に求められる規模及び機能の協議

③ 社会参加・就労支援部会

- ・ 小金井市における超短時間雇用に関するあり方について整理と協議を実施
- ・ 小金井市における就労選択支援に関するあり方について整理と協議を実施

第9期 小金井市地域自立支援協議会委員

	氏名（敬称略）	選出区分	部会構成	任期	
	戸田 重央	公募市民	社会参加・就労支援部会	令和6年	5月1日～
	金塚 恵美子	相談支援従業者	相談支援部会	令和8年	4月30日
	田口 重和		相談支援部会	令和6年	5月1日～
	荒井 康善		相談支援部会	令和8年	4月30日
副会長・部会長	佐々木 宣子		相談支援部会	令和6年	5月1日～
会長・部会長	室岡 利明		相談支援部会	令和8年	4月30日
	林 由起	福祉サービス事業者	社会参加・就労支援部会	令和6年	5月1日～
	田形 大輔		障害者支援施設検討部会	令和8年	4月30日
	山崎 美喜	保健・医療関係者	相談支援部会	令和6年	5月1日～
	田村 忍	児童・教育関係者	障害者支援施設検討部会	令和8年	4月30日
	佐々木 由佳		障害者支援施設検討部会	令和6年	5月1日～
	石川 寿子		障害者支援施設検討部会	令和8年	4月30日
	長岡 好		障害者支援施設検討部会	令和7年	4月30日
	塚口 敏彦	企業関係者	社会参加・就労支援部会	令和7年	5月1日～
	村松 広美	障害団体	相談支援部会	令和8年	4月30日
	川田 義廣		社会参加・就労支援部会	令和6年	5月1日～
	尾島 聖子		相談支援部会	令和8年	4月30日
	山本 善万		障害者支援施設検討部会	令和6年	5月1日～
	荒木 浩		障害者支援施設検討部会	令和8年	4月30日
	浅野 貴博	就労関係者	社会参加・就労支援部会	令和6年	5月1日～
部会長	中村 裕子	障害福祉に関する学識経験者	相談支援部会	令和8年	4月30日
	村澤 トキイ	民生・児童委員	障害者支援施設検討部会	令和6年	5月1日～
	近江屋 哉子		社会参加・就労支援部会	令和7年11月	30日
	小池 良	権利擁護関係者	相談支援部会	令和8年	4月30日
		障害者差別解消に関する学識経験者		令和6年	5月1日～
				令和8年	4月30日

小金井市地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障害者（児）の地域における生活を支えるため、関係機関のネットワークによる小金井市地域自立支援協議会を設置する。

（運営主体）

第2条 小金井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営主体は、小金井市とする。ただし、市長は、適当と認める法人に対し、運営を委託して実施することができる。

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

（委員の構成）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 1人以内
- (2) 相談支援事業者 4人以内
- (3) 福祉サービス事業者 3人以内

- (4) 保健・医療関係者 1 人以内
 - (5) 児童・教育関係者 3 人以内
 - (6) 企業関係者 1 人以内
 - (7) 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者 4 人以内
 - (8) 就労関係者 1 人以内
 - (9) 障害者福祉に関する学識経験者 1 人以内
 - (10) 民生委員・児童委員 1 人以内
 - (11) 権利擁護関係者 1 人以内
 - (12) 前条第 6 号に掲げる事項に関する学識経験者 1 人以内
 - (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 前項第 1 号の委員は、公募によるものとする。
- (会長及び副会長)
- 第 5 条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
 - 4 会長及び副会長が共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- (協議会の開催)
- 第 6 条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (差別解消委員会)
- 第 6 条の 2 協議会の下に、第 3 条第 6 号に掲げる事項の協議の調整をするため、差別解消委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。
 - 3 委員会に、委員長を置く。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 委員長は、委員会の委員の中から会長が指名する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 委員会は、委員長が招集する。

8 委員長は、必要に応じて、委員会の委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、協議事項について具体的な調査及び研究をするため、課題別の専門部会を設置することができる。

2 専門部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する者をもって構成する。

3 部会に、それぞれ部会長を置く。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長は、協議会の委員の中から会長が指名する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会、委員会及び部会（以下「協議会等」という。）の会議は、公開とする。ただし、公開することが協議会等の運営に支障があると認められるときは、協議会等に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第9条 市は、協議会及び委員会の委員に対して、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(庶務)

第10条 協議会等の庶務は、協議会の運営受託者が行い、必要に応じて自立生活支援課と連携する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。